

令和元年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果																													
議 案 第 5 9 号	令和元年度清瀬市一般会計補正予算（第3号）	補正前の歳入歳出総額 31,604,539千円 補正後の歳入歳出総額 31,731,939千円 歳入総額 127,400千円 主なもの 寄附金 100,000千円 繰入金 27,400千円 歳出総額 127,400千円 主なもの 総務費 1,700千円 教育費 115,700千円 予備費 10,000千円	12月18日 可 決																													
議 案 第 6 0 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正により、災害援護資金の償還及び免除規定が拡充されたことに伴い被災者支援の充実を図れるようにするものです。 併せて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の適否を調査及び審議するため、新たに清瀬市災害弔慰金等支給審査委員会を附属機関として設置するものです。	12月18日 可 決																													
議 案 第 6 1 号	清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチック類の廃棄物処理手数料の額及び指定収集袋の形態を見直して改正等を行い、かつ、廃棄物処理手数料等を一括して条例で規定する一部改正をするものです。 また、この一部改正条例の施行日以後に現行の指定収集袋を使用してごみを収集させる場合は、不足額分の差額券を貼付して使用するよう規定します。 主な改正内容等 1 廃棄物処理手数料の改定施行日 令和2年6月1日 2 廃棄物処理手数料の改定案(指定収集袋頒布額 単位：1袋)	12月18日 可 決																													
		<table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>改 正 案</th><th>現 行</th></tr><tr><td rowspan="6">家庭 廃棄 物、 事業 系一 般廃</td><td rowspan="4">可 燃 ご み</td><td>ミニ袋</td><td>10 円</td><td>7 円</td></tr><tr><td>小 袋</td><td>20</td><td>10</td></tr><tr><td>中 袋</td><td>40</td><td>20</td></tr><tr><td>大 袋</td><td>80</td><td>40</td></tr><tr><td rowspan="3">不 燃 ご み</td><td>ミニ袋</td><td>廃 止</td><td>7</td></tr><tr><td>小 袋</td><td>20</td><td>10</td></tr><tr><td>中 袋</td><td>40</td><td>20</td></tr></table>	区 分			改 正 案	現 行	家庭 廃棄 物、 事業 系一 般廃	可 燃 ご み	ミニ袋	10 円	7 円	小 袋	20	10	中 袋	40	20	大 袋	80	40	不 燃 ご み	ミニ袋	廃 止	7	小 袋	20	10	中 袋	40	20	
区 分			改 正 案	現 行																												
家庭 廃棄 物、 事業 系一 般廃	可 燃 ご み	ミニ袋	10 円	7 円																												
		小 袋	20	10																												
		中 袋	40	20																												
		大 袋	80	40																												
	不 燃 ご み	ミニ袋	廃 止	7																												
		小 袋	20	10																												
中 袋		40	20																													

		<table><tr><td rowspan="5">棄物</td><td></td><td>大 袋</td><td>80</td><td>40</td></tr><tr><td>容 器 包</td><td>ミニ袋</td><td>廃 止</td><td>7</td></tr><tr><td>装 プ ラ</td><td>小 袋</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>ス チ ッ</td><td>中 袋</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td>ク 類</td><td>大 袋</td><td>40</td><td>40</td></tr></table> 3 差額券 3円券及び10円券を発行（指定収集袋等頒布店で取扱い） 4 新指定収集袋等頒布開始 令和2年5月中	棄物		大 袋	80	40	容 器 包	ミニ袋	廃 止	7	装 プ ラ	小 袋	10	10	ス チ ッ	中 袋	20	20	ク 類	大 袋	40	40	
棄物		大 袋		80	40																			
	容 器 包	ミニ袋		廃 止	7																			
	装 プ ラ	小 袋		10	10																			
	ス チ ッ	中 袋		20	20																			
	ク 類	大 袋	40	40																				
議 案 第62号	清瀬市下水道条例の一部を改正する条例	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に係る下水道排水設備工事店の適用除外事項を改めるものです。 併せて、排水設備工事の責任技術者の登録申請要件の一部を改正するものです。	12月18日 可 決																					
議 案 第63号	清瀬市営駐車場及び清瀬市有料自転車等駐車場の指定管理者の指定について	清瀬市営駐車場及び清瀬市有料自転車等駐車場の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。 主な内容 1 指定管理者を指定する公の施設 （1）クレア市営駐車場 （2）清瀬駅北口地下駐輪場 2 指定する指定管理者の名称 清瀬都市開発株式会社 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	12月18日 可 決																					
議 案 第64号	清瀬市立科山荘の指定管理者の指定について	清瀬市立科山荘の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。 主な内容 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市立科山荘 2 指定する指定管理者の名称 株式会社 フードサービスシンワ 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	12月18日 可 決																					

議 案 第 6 5 号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	東京都人事委員会の勧告に準拠し、職員の給与を改定するため、勤勉手当の支給率を改める改正を行うものです。 主な内容 勤勉手当支給率の改定 1 一般職職員の勤勉手当の支給率を「年0.05月」引上げ、年間の賞与の率を現行の「4.60月」から「4.65月」にする改定をします。 これにより、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月ずつ引上げて支給します。 2 再任用職員の勤勉手当の支給率を「年0.05月」引上げ、年間の賞与の率を現行の「2.40月」から「2.45月」にする改定をします。 これにより、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月ずつ引上げて支給します。 ※ なお、令和元年度は、12月支給分の勤勉手当により一括で支給率を調整します。	12月18日 可 決
議 案 第 6 6 号	専決処分の報告について（損害賠償及び和解）	去る9月9日に襲来した台風15号の暴風雨により、市内中里六丁目の市の施設「台田の杜」に植生している樹木が倒れ、隣接する日本サーモスタット株式会社社屋の2階屋上に設置してあった空調設備（エアコン大型室外機）を破損させてしまいました。 この損害を賠償して和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項に規定する専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。 主な内容 1 専決処分日 令和元年11月14日（同日和解締結） 2 損害賠償額 1,298,000円 3 相手方 東京都清瀬市中里六丁目59番地2 日本サーモスタット株式会社 代表取締役社長 大西 祥敬	12月18日 承 認